

1章 教育理念

1. 大学の名称

大学の名称は「松本看護大学」とする。これは、「松本」を冠することにより、大学を設置する位置や地域との関係性を明確に示している。また、「看護」を大学の名称に加えることで本学が看護の単科大学であると示している。英訳名称については、国際的な通用性を踏まえたうえで、「Matsumoto College of Nursing」とする。

2. 学部学科の名称及び学位の名称

学部の名称は、看護学を主な教育研究の対象とすることから、「看護学部」とし、学科の名称は「看護学科」とする。英訳名称については、国際的な通用性を踏まえたうえで、学部の英訳名称を「Faculty of Nursing」、学科の英訳名称を「Department of Nursing」学位の英訳名称を「Bachelor of Nursing」とする。

大学の名称	松本看護大学 Matsumoto College of Nursing
学部の名称 学科の名称	看護学部 Faculty of Nursing 看護学科 Department of Nursing
学位の名称	学士（看護学） Bachelor of Nursing

3. 学校法人松本学園 建学の精神

学校法人松本学園は、昭和45年12月に長野県知事より学校法人設立認可を受け、昭和46年4月に松本保育専門学校を開校した。その後、文部大臣より松本短期大学設置認可を得て、昭和47年4月に幼児教育学科を開学（平成16年4月幼児保育学科へ学科名変更）し、昭和49年8月には松本短大幼稚園の設置認可を受けた。さらに、高齢化社会という時代のニーズに応え、地域医療へ貢献することを目的に、平成5年に介護福祉学科、平成18年に看護学科を開設した。3学科体制になったことから乳幼児、障がい者、高齢者、そして病める人々といった社会的に弱い立場にある人々を支える、地域医療福祉の総合的な教育研究の府として発展してきた。

本学はその松本短期大学を前身とし、初代理事長であり教育者であった上条憲太郎氏が「信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識」をもって「個性を尊重し、もてる可能性を引き出し、型にはめない自由で自立した、豊かな人間性を備えた人材の育成」を理念に信濃教育を継承し、開学から50年の間、地域に根差した保健医療福祉の教育を積み重ね今日に至っている。

特に短期大学看護学科における14年間の看護教育は、地域医療を支える看護師の育成を行い約700名余の看護師を輩出してきたが、社会的変化に伴い、少子高齢化、医療技術の進歩・発展、医

療提供現場の多様化等により、看護提供の場の拡大、緊密なチーム医療体制が求められ、これまで以上に高水準の看護が提供できる資質・能力を有する看護職者としての人材が求められるようになった。それらの人材の育成に現状の短期大学における看護教育では、カリキュラムの過密化により思考や検証する時間が割かれ、詰め込み教育にならざるを得ないなど教育の限界や課題が浮き彫りになってきた。そのような中、長野県・松本市および周辺地域の行政や自治体の関係者又は施設長や保健医療福祉施設の関係者、高等学校関係者等に聞き取り調査等を行ない、将来を見据えた本学への期待と看護教育のあり方への示唆を得た。それらを基に協議の結果、松本短期大学の50年間積み重ねた信濃教育の理念を継承し、社会が求める質の高い看護職の育成、地域で活躍する志をもった看護職の育成を目的とし、また地域に根差した看護の智を探求する大学として、松本看護大学看護学部を開設するに至った。

4. 松本看護大学の理念

松本看護大学看護学部は「看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成すること。」を目的とした4年間の養成期間により、幅広い教養と豊かな人間性を備えた質の高い人材の養成を行う。

5. 教育理念

松本看護大学は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、医療保健福祉において、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うよう援助する。更に、地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材の育成とともに看護学発展への寄与を教育の理念とする。

6. 教育目的

看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者の養成を教育の目的とする。

7. 教育目標

松本看護大学が養成する人材像とその人材像を内包する3つの柱を策定し、この柱を軸に人材の育成を教育目標とする。

1) 養成する人材像

「生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉に対する理解と看護に必要なかつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協

働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者」

2) 養成する人材像に内包される3つの柱

(1) 人間性

- ・生命の尊厳に基づく倫理観を有し、幅広く深い教養と誠実な人間性を備え、多様な価値観を尊重し、人々との関係を成立・発展できる人材
- ・生涯を通じて自ら学び、社会人としてまた、専門職業人として自己研鑽と自己成長を通じ看護の発展と地域貢献のために主体的・積極的・意欲的に行動できる人材

(2) 看護実践力

- ・看護に必要な知識の追求と素養を有し、科学的根拠・理論的知識を元に安全に個別的に最善の看護が実践できる人材
- ・生命力、自然治癒力、意志力といったその人のもてる力を最大限に生かした看護が実践できる人材

(3) 地域貢献

- ・地域の保健医療福祉に対して深い洞察力と分析力を有し、その現状を理解し、また、健康課題を明らかにし、地域の発展のために多職種の人々と協働し、貢献できる人材

8. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

- 1) 入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）
- 2) 看護・保健・医療・福祉分野に広く関心のある人（関心・意欲）
- 3) 人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）
- 4) 看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）
- 5) 人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）
- 6) 主体的に考え行動できる人（主体性）
- 7) 大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）

9. カリキュラム編成方針（カリキュラム・ポリシー）

- 1) 「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。
- 2) 「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。
- 3) 「地域貢献力と多職種連携能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。
- 4) 「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。
- 5) 「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。
- 6) 「地域の多様な健康課題に対応できる力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、

専門科目に配置する。

7) 授業形態は教育の目的に応じて講義形式、演習形式、実習形式の3つに区分し、下記の方針に従った教育方法を行う。

10. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

松本看護大学は、所定の卒業要件単位を修得し、次のような能力、資質を備えたうえで、看護学の知識・技術を用いて社会に貢献できる学生に対し、卒業を認定し学士（看護学）の学位を授与する。

- 1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。
 - ・人間性豊かで生命の尊厳に基づく倫理観を有し、看護を取り巻く多様な人々との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を有する。
- 2) 主体的に行動することができる。
 - ・自立した社会人として主体的かつ意欲的に行動することができる。
- 3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。
 - ・在宅看護学、救急・災害看護学、公衆衛生看護学の選択分野を学修し、保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働し、地域保健医療の充実と発展に貢献できる基礎的な能力を身につけている。
- 4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。
 - ・看護現場における課題を発見し、その解決を探求し、その解決策を実践することができる。
 - ・看護の発展に寄与できる自己研鑽力と基礎的研究能力を有する。
- 5) 看護の知識と看護実践力を有する。
 - ・地域の特性や対象となる人々を理解し、尊重し、多様な人々の看護に必要な知識を身に付け、科学的根拠に基づき良質で安全な看護を実践する能力を有する。
- 6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保健師課程）
 - ・科学的根拠と文化的感受性をもって地域社会の健康課題を把握・分析・診断する能力を有する。
 - ・集団や組織に対し支援・協働・施策化を通じ、人々の健康増進能力を高め、健康課題を解決するための基盤となる能力を有する。

11. 取得可能な資格

本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し単位を修得した者は、次に掲げる資格の取得ができる。

<看護学科>

1) 看護師国家試験受験資格および社会福祉主事（任用資格）の取得

本学の課程を修めて卒業資格を得ると、看護師国家試験受験資格が取得できる。また、看護学部の卒業要件を満たすことにより、社会福祉主事（任用資格）が取得できる。

社会福祉主事任用資格とは、都道府県や市町村の福祉事務所などでケースワーカーなどとして困難な状況にある人の援護や育成・更生などを担う社会福祉主事として活躍するための資格で、任用資格とは公務員が特定の業務に任用されるときに必要となる資格。社会福祉法第18条およ

び第 19 条において、その資格が定義づけられており、この資格を取得するためには、厚生労働省が定める「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」(以下「指定科目」)のうち、3 科目以上を大学等で履修した上での卒業が必要となる。看護の教育課程においては、ほとんどの必修科目が社会福祉主事任用資格指定科目になりうる科目で、本学の履修証明書または成績証明書が社会福祉主事任用資格取得の証明となる。

2) 保健師国家試験受験資格の取得

保健師課程では、本学の指定する科目を修め卒業資格を得ると、保健師国家試験受験資格が取得できる。

保健師免許を基礎資格として、養護教諭二種免許の申請取得ができる。

なお、養護教諭二種免許状の取得には教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 で定める 4 科目(※)について、所定の単位数を修得する必要がある。

本学では、「日本国憲法」は日本国憲法 2 単位、「体育」は健康とスポーツ 1 単位、体育実技 1 単位、「外国語コミュニケーション」は英語 I、または英語 II、「情報機器の操作」は情報リテラシー 1 単位、情報科学 1 単位が該当する。

また、保健師免許を取得後申請により第一種衛生管理者の資格が得られる。

(※) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 で定める履修が必要な 4 科目と単位数

科目名	単位数
日本国憲法	2 単位
体育	2 単位
外国語コミュニケーション	2 単位
情報機器の操作	2 単位

2章 カリキュラム

2章 カリキュラム

1. 教育課程の概要

1) 教養科目

教養科目では幅広い教養と豊かな人間性の涵養を目的に、語学、社会科学、自然科学、倫理学等を学びます。看護学の基礎となる知識と看護の実践能力の基礎を育むとともに、看護専門職としてのありように深く関係する科目を履修します。

「コミュニケーション関連科目」「科学的思考関連科目」「人間と生活・社会の理解関連科目」の3科目領域で構成し、主に1年次から2年次にかけて履修します。

(1) コミュニケーション関連科目

コミュニケーション関連科目は自己理解とともに他者との良好な関係を築く人間関係構築の基礎となる能力の育成を目的に、6科目から履修します。「英語Ⅰ～Ⅱ」では現在増加している外国人へ医療行為を実践する際の基礎となる語学力や、グローバルに情報を入手し、考えを伝え、共に活動を行う際に求められる基本的な語学能力を身につけます。

また、「中国語」と共に言語を通じて異文化を感じ、異なる文化への理解力を高め、看護職者としてふさわしい倫理観や教養を養います。「人間関係論」「カウンセリング理論」「コミュニケーション支援論」では対人コミュニケーションについて学修することにより、論理的かつ明確に日本語表現する基本を学び、看護の対象者や関係職種の人々と信頼関係を築くための人間性や態度を養います。

必修科目：英語Ⅰ、人間関係論

選択科目：英語Ⅱ、中国語、カウンセリング理論、コミュニケーション支援論

(2) 科学的思考関連科目

科学的思考関連科目は、教養としての意義とともに、医療行為を行う上で必要となる科学的・論理的思考の基盤となる能力の育成を目的とします。社会科学・自然科学関連の科目を中心に配置し、看護職者として多様な場で、多様な人々と関わりを持ち、我が国の医療制度・法制度の中で適切に医療行為を行うために必要となる知識を養うための科目を履修します。学生の興味関心に応じ選択できます。

必修科目：情報科学

選択科目：情報リテラシー、科学論、社会学、生物学、日本国憲法、比較文化論、環境学、教育学

(3) 人間と生活・社会の理解関連科目

人間と生活・社会の理解関連科目は、心身両面から人の理解を目的に、生活・文化に関する科目を履修します。人の精神に関する科目では、多様化する医療のなかで、人間としての尊厳

及び権利を尊重する姿勢、対象となる人々に平等に看護を提供する意義を修得するための基盤となる思考、看護職者としてふさわしい倫理感を養うために、「生命倫理」「法と人権」「家庭支援論」「臨床心理学」「国際理解入門」を履修します。身体に関する科目は、人体の構造と機能について学ぶ上で基礎となる知識を学修するために「健康とスポーツ」「体育実技」を履修します。生活・文化に関する科目は人々の生活や文化について理解し、地域の特性を理解できる「ボランティア論」「音楽療法」「松本の歴史と文化」から履修します。

必修科目：生命倫理、法と人権、臨床心理学、体育実技

選択科目：家庭支援論、国際理解入門、ボランティア論、音楽療法、松本の歴史と文化、健康とスポーツ

2) 連携科目

連携科目は課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、主体的かつ意欲的に行動できる能力を目的に、「智の創造関連科目」の科目領域を1年次から4年次にかけて履修します。

(1) 智の創造関連科目

智の創造関連科目は、教員のきめ細かい指導の下、課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎能力の育成を目的に、7科目から履修します。

「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」は少人数のグループ学習を基本とし、継続して同じ学生がグループを編成して授業を進めます。「教養ゼミナール」は初年次教育を行い、大学での学びがスムーズに行えるようにします。また、「連携ゼミナールⅠ」ではキャリアデザインを考える主なテーマとし、「連携ゼミナールⅡ」では実施した内容が卒業研究に繋がるように編成しています。さらに、看護を探求し、看護学の発展に寄与できるよう「研究入門」「研究方法論」では基礎的研究能力を涵養し、学んだ内容を卒業研究に活用します。

必修科目：教養ゼミナール（初年次教育）、連携ゼミナールⅠ（キャリアデザイン）、
連携ゼミナールⅡ（卒業研究の基礎）、研究入門、研究方法論

選択科目：言語と表現、キャリア形成論

3) 専門基礎科目

専門基礎科目は、より深く人を心身両面から理解し、社会や医療を幅広く理解する能力の育成を目的に、「人体構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と保健医療システム」の3科目領域で構成し、教養科目で学んだ内容を活用しながら、主に1年次から2年次にかけて履修します。

(1) 人体構造と機能

人体構造と機能の科目は、看護の対象である人間の身体とその機能の理解を目的に5科目を履修します。「形態機能学Ⅰ～Ⅲ」では解剖学的観点から人体の構造と機能について、「生化学」ではよりミクロな観点から人・生命について、「臨床栄養学」では生体内のエネルギー獲得の仕組みと生体の恒常性の維持について学修します。

必修科目：形態機能学Ⅰ、形態機能学Ⅱ、形態機能学Ⅲ、生化学、臨床栄養学

選択科目：該当なし

(2) 疾病の成り立ちと回復の促進

疾病の成り立ちと回復の促進の科目は、健康と疾病の連続性を理解し、人間の様々な健康障害の発生要因や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や看護について学ぶ科目として位置付け、6科目から履修します。

必修科目：臨床薬理学、病態治療学Ⅰ、病態治療学Ⅱ、感染症学、看護とリハビリテーション

選択科目：感染看護学

(3) 健康支援と保健医療システム

社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々への健康への影響を理解し、さらに、地域的な課題を捉え、社会的な仕組みを踏まえて健康支援が実施できる能力を高めることを目的に、8科目から履修します。保健統計指標の動向や意義を疫学的視点から理解し、地域の保健医療の現状を正確に把握し、健康支援ができる能力の養成を目指します。

必修科目：疫学、公衆衛生学、社会保障制度、衛生関係法規、保健統計学Ⅰ

選択科目：保健・医療・福祉行政論、保健統計学Ⅱ、看護援助的関係論

4) 専門分野

専門分野は、看護職者として必要な基本的な知識、技術、態度を養成し、科学的根拠に基づいた看護実践能力を育成する目的で、「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展と統合」「看護の実践（臨地実習）」の4科目領域で構成しています。看護実践能力に必要な知識と技術を体系的に学習できる科目を1年次から4年次にかけて履修します。

(1) 看護の基礎

看護の基礎の科目は、領域別の科目の前段階の科目で、看護実践の基盤となる能力を育成します。専門科目の「看護の実践」「看護の発展と統合」「看護の実践（臨地実習）」の基盤となります。全て必修科目とし、1年前期から3年前期に履修します。

① 基礎看護学領域

必修科目：看護学概論、基礎看護技術Ⅰ、基礎看護技術Ⅱ、基礎看護技術Ⅲ、
ヘルスアセスメント、看護過程展開論、看護倫理学

選択科目：該当なし

② 地域・在宅看護学領域

必修科目：地域・在宅看護学概論、地域・在宅看護援助論Ⅰ、
地域・在宅看護援助論Ⅱ、地域包括ケア論、家族看護学

選択科目：該当なし

(2) 看護の実践

看護の実践科目は、前述の「看護の基礎」で学んだ内容を踏まえて対象の発達段階に応じた看護実践能力を育成します。看護の機能の特徴から成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学に分け、それぞれの領域ごとに科目を構築しました。

学んだ内容を看護実践に活かせるよう、領域ごとに講義、演習、実習の科目をバランスよく配置し、実習科目は同領域の講義・演習の科目の単位修得を履修条件としています。

① 成人看護学領域

成人看護学領域は、成人各期の健康保持や疾病予防と成人の健康問題に応じた看護について理解し、成人看護学の基本となる援助方法を学ぶ科目領域であり、4科目から履修します。

必修科目：成人看護学概論、成人急性期看護論、成人慢性期看護論

選択科目：緩和ケア論

② 老年看護学領域

老年看護学領域は、高齢者や家族の生活及び健康と健康レベルや療養形態に応じた対象とその家族に対する看護について理解し、老年看護学の基本的となる援助方法を学ぶ科目領域であり、4科目から履修します。

必修科目：老年看護学概論、老年症候群援助論、老年看護援助論

選択科目：認知症ケア論

③ 小児看護学領域

小児看護学領域は、小児の成長や発達と健康増進及び健康障害のある小児と家族が生活や療養をするための看護について理解し、小児看護学の基本となる援助方法を学ぶ科目領域であり、4科目から履修します。

必修科目：小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅱ

選択科目：小児発達学

④ 母性看護学領域

母性看護学領域は、母性看護学の概念及び人間の性と生殖、女性のライフスタイル各期と周産期における看護について理解し、母性看護学の基本となるウェルネス看護の視点で、援助方法を学ぶ科目領域であり、4科目から履修します。

必修科目：母性看護学概論、母性看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅱ

選択科目：地域母子保健学

⑤ 精神看護学領域

精神看護学領域は、幅広く医療施設内から地域まで、精神の健康の保持や増進及び精神疾患を持つ人の回復を支援する看護について理解し、精神看護学の基本的な援助方法を学ぶ科目領域であり、4科目から履修します。

必修科目：精神看護学概論、精神看護援助論Ⅰ、精神看護援助論Ⅱ

選択科目：地域精神保健学

(3) 看護の発展と統合

看護の発展と統合の科目は、地域医療の充実と発展に貢献できる能力を養うために、その専門性を深める科目です。災害時の救急などに備える「救急・災害看護学分野」、地域や在宅での治療継続などを支える「地域・在宅看護学分野」、住民の健康づくりを支援する「公衆衛生看護学分野」の3つの分野から履修します。これらの分野の基盤となる必修科目として、在宅生活支援論、公衆衛生看護学概論、健康支援論を履修する必要があります。学生は自己の興味関心にあわせて履修し、これら領域の専門性を深めることができます。

これらの選択科目に対する臨地実習は、後述の看護の実践（臨地実習）に詳細を記載します。

① 救急・災害看護学分野

救急・災害看護学分野は、日常時及び災害時の救急への対応、さらに災害の際に必要な看護について学ぶ科目分野であり、2科目履修します。救急看護学は日常時の救急対応及び、災害時の救急支援にも対応します。また、災害時の人々の生活を整え、健康を維持するための支援体制を学び、併せて長野県、松本市における救急医療体制や災害支援体制の実際も学ぶ機会となります。

必修科目：在宅生活支援論、公衆衛生看護学概論、健康支援論

選択科目：救急看護学、災害看護学

② 地域・在宅看護学分野

地域・在宅看護学分野は、地域で生活する人々とその家族を理解し療養者とその家族の生活の質の向上のための看護と多職種との連携を学ぶ科目分野です。

必修科目：在宅生活支援論、公衆衛生看護学概論、健康支援論

選択科目：地域医療連携システム論

③ 公衆衛生看護学分野

公衆衛生看護学分野は、予防の観点から住民の健康づくりを支援する公衆衛生看護学を学ぶ科目分野であり、8科目から履修します。地域で生活する個人、家族、集団、組織、地域の健康増進、疾病予防の援助を健康レベル別やライフサイクル別に捉え、健康やQOLの向上を目指す看護活動を実践し評価し、地域の健康で幸せな生活を住民とともに守っていく活動のリーダーを目指します。

この分野は保健師国家試験の受験資格の取得が可能となる分野です。

必修科目：在宅生活支援論、公衆衛生看護学概論、健康支援論

選択科目：公衆衛生看護活動論Ⅰ、Ⅱ、公衆衛生看護管理論、
公衆衛生看護方法論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

④ 看護の統合

看護の発展に寄与できる能力を養うために、最終学年には看護を統合する力を育成します。これらの科目は看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるように必要で、将来にわたり看護の発展に寄与できるよう、基本的な研究能力を身につける科目です。統合実習は看護を統合する観点からすべての実習が終了した4年次に履修します。

必修科目：ターミナル看護、看護マネジメント論、卒業研究

選択科目：ヘルスカウンセリング

(4) 看護の実践（臨地実習）

学内で学んだ知識・技術・態度の統合を図りつつ、看護を実際に実施し対象の反応や成果などから評価し、より一層の看護を深める看護実践能力を修得する実習科目です。以下に9科目の必修の臨地実習と看護の発展と統合の3分野の選択科目に関する臨地実習を示します。学生は看護の発展と統合分野において、自己の興味関心にあわせて選択し、履修した関連の1分野の実習科目を履修します。

これら臨地実習により、領域および分野の専門性と実践能力を深めることができます。

① 基礎看護学実習

基礎看護学実習では、看護の対象となるさまざまな健康レベルの人々の療養もしくは生活をする場を知り、対象と援助関係を築きつつ、看護の役割を体験的に学修します。さらに、日常性が損なわれている患者と援助的人間関係を構築し、日常生活援助を中心に、安全に安楽に個別的に自立性を考慮した看護過程の展開の実際を学修します。

必修科目：基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ

選択科目：なし

② 地域・在宅看護学実習

地域・在宅看護学実習では、地域で生活する人々と家族への継続的・予防的な看護活動を学修します。さらに療養者や家族のニーズに沿った援助、および価値観に沿った援助とその工夫、看護が提供される仕組み、社会資源の活用について学修します。

必修科目：地域・在宅看護学実習

選択科目：なし

③ 成人急性期看護学実習

成人急性期看護学実習では、急性期にある対象者の特徴を学修します。看護過程の展開を通して周手術期にある対象者の術前・術中・術後を通して、援助方法と回復・自立・社会復帰への援助方法を学修します。

必修科目：成人急性期看護学実習

選択科目：なし

④ 成人慢性期看護学実習

成人慢性期看護学実習では、慢性期にある対象者の特徴を理解し、セルフマネジメント能力を患者自身が身につけるための援助方法を学修します。また成人期に健康障害をもちながら暮らしている人、もしくは終末期にある人とその家族を理解し、必要な援助方法を学修します。

必修科目：成人慢性期看護学実習

選択科目：なし

⑤ 老年看護学実習

老年看護学実習では、高齢期にある対象者の特徴や地域での生活の場を理解します。さら

に高齢期にある人々の生活や健康のレベルに応じた援助と老年期の疾病や健康回復、生活の再構築に向けた看護の役割を学修します。

必修科目：老年看護学実習Ⅰ、老年看護学実習Ⅱ

選択科目：なし

⑥ 小児看護学実習

小児看護学実習では、小児期の対象者の特徴を理解し、小児期の健康障害が小児や家族に及ぼす影響を学修します。さらに小児の成長・発達・生活ニーズに応じた日常生活の援助方法や援助の工夫および看護の役割を学修します。

必修科目：小児看護学実習Ⅰ、小児看護学実習Ⅱ

選択科目：なし

⑦ 母性看護学実習

母性看護学実習では、妊娠期、分娩期、産褥期にある対象者の特徴と変化を学修します。さらに母子とその家族のウェルネスに向けた支援に必要な援助技術や健全な母子関係を成立させるために必要な指導技術を学修します。

必修科目：母性看護学実習

選択科目：なし

⑧ 精神看護学実習

精神看護学実習では、精神障害をもつ対象の特性を理解し、日常生活や対人への必要な援助を学修します。地域生活に向けた退院支援や社会資源の活用、継続的なケアへの取り組みを通して看護の役割を学修します。

必修科目：精神看護学実習

選択科目：なし

⑨ 統合実習

統合実習では4年間の学習を統合し、療養生活を送る人々の多様なニーズに対し安全で効率的な看護を提供するために、必要な看護サービスマネジメントの実際を学びます。また医療施設において複数の患者を受け持ち、限定された期間の中で看護を実践する方法を修得します。

必修科目：統合実習

選択科目：なし

【3分野の選択科目に関する臨地実習】

①-1 救急看護学実習

救急時の対象者の特徴とその家族を理解し、救急の病態に応じた処置や治療を通して対象者や家族への適切なケアを学修します。さらに地域における救急体制とその仕組みを理解し救急医療・看護の役割を学修します。

必修科目：なし

選択科目：救急看護学実習

①-2 災害看護学実習

災害発生時の、医療機関における初動体制や管理体制の実際を通して、災害時の看護の役割を学修します。さらに地域における災害対応や派遣などの防災体制を理解し、地域の課題を理解します。

必修科目：なし

選択科目：災害看護学実習

② 多職種連携実習

地域包括支援センターでの実習を通して、地域で生活する人々と家族への適切な援助方法を学修します。さらに保健医療福祉の機能や役割を理解し、対象者の生活が維持できるよう連携や協働のあり方について学修します。

必修科目：なし

選択科目：多職種連携実習

③ 公衆衛生看護学実習

公衆衛生看護学実習では、地域で生活する個人・家族・集団・地域の健康課題や社会資源を学修し、住民自らが解決・改善し健康増進能力を高める実践能力を修得します。公衆衛生看護学実習Ⅰと公衆衛生看護学実習Ⅲは市町村での実習、公衆衛生看護学実習Ⅱは保健所における実習です。また公衆衛生看護学実習Ⅳは産業・学校において実習を行います。

必修科目：保健師課程においては、下記の選択科目はすべて必修となります。

選択科目：公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学実習Ⅲ
公衆衛生看護学実習Ⅳ

2. 卒業要件に求められる履修科目の内訳と単位数

本学を卒業するためには、松本看護大学履修規定（以下「履修規定」という。）に基づき、以下の表1[卒業要件に求められる履修科目の単位]に示される単位数の修得が必要です。

なお、保健師国家試験受験資格を希望する場合は、卒業要件となる看護師国家試験受験資格に必要な130単位に保健師教育分野の選択科目19単位が含まれ合計136単位を修得する必要があります。

看護師の国家試験受験資格取得を希望する学生、看護師と保健師の国家試験受験資格取得を希望する学生に、履修モデルを【シラバス】の冊子に提示します。参考にしてください。

【表1：卒業要件に求められる履修科目の単位数】

区 分		卒業要件単位数		看護師	保健師
		必修単位数	選択科目	合計	合計
教 養 科 目	コミュニケーション関連科目	3	3	6 単位以上	6 単位以上
	科学的思考関連科目	1 (4)	5 (2)	6 単位以上	6 単位以上
	人間と生活・社会の理解関連科目	4 (5)	3 (2)	7 単位以上	7 単位以上
連 携 科 目	智の創造関連科目	5	1	6 単位以上	6 単位以上
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能	8	2 (0)	25 単位以上	26 単位以上
	疾病の成り立ちと回復の促進	9 (9)			
	健康支援と保健医療システム	6 (9)			
専 門 科 目	看護の基礎	17	※「救急看護学実習+災害看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれか2単位を含む選択10単位以上	80 単位以上	85 単位以上
	看護の実践	22			
	看護の発展と統合	8 (18)			
	看護の実践（臨地実習）	23 (26)			
合 計		130 単位以上		130	136

注) 保健師資格取得希望者は () 内の単位が必要となります。詳細は教育課程表を参照してください。

3. 既修得単位の申請

1) 入学前の既修得単位の取扱い

教育上有益と認めるときは、本学に入学する前の他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他、文部科学大臣が定める学修など本学以外の教育施設において修得した単位について、学生本人の申請に基づき、教授会の議を経て、60 単位を限度として本学における授業科目の履修とみなし単位を認定することがあります。単位認定を受けようとする者は入学年度の所定の期間（前期・後期授業開始後1週間）までに「入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書」に成績証明書その他必要書類を添え、教務課に提出してください。

2) 在学中に他大学等で履修した単位の取扱い

教育上有益であると認めるときは、他大学等との協議に基づき、本学在学中に他大学等において修得した単位を、本人の申請に基づき教授会の議を経て、教養教育科目については10 単位以内、専門教育科目については6 単位以内、1 学年で8 単位以内を、本学入学前の既修得単位の認定単位と合わせて60 単位を限度として、本学における授業科目の履修とみなし、それぞれ選択科目の修得単位として認定することがあります。単位認定を受けようとする者は、所定の期間（前期・後期授業開始後1週間）に、在学中に既修得単位等に係る単位認定申請書（別紙様式単認3）に成績証明書その他必要書類を添え、教務課に提出してください。

4. シラバス（講義要項）

「シラバス（講義要項）」は、授業開始に先立って各授業科目の内容をあらかじめ受講者に知らせ、学習意欲の向上や学習内容の充実を目的とするものです。

教科名、単位数、時間数、必修／選択、授業形態、開講時期、教員名（複数の教員が担当する場合、科目責任者＝○）、科目概要、到達目標、DP との対応、事前学習、事後学習、教育内容、テキスト・参考書などが書かれています。

受講前には必ず内容を確認し、授業に臨んでください。

3 章 履修・授業・試験・成績評価

3章 履修・授業・試験・成績評価

1. 履修への支援体制

1) チューター制度

学生の修学並びに学生生活に関して、面談や相談、支援を行い、本学教育の充実をはかるために本学ではチューター制度をとっています。相互の交流を通じて、より豊かな人間性の創造につとめ、有意義な学生生活を実現するためのものです。学期初めに少人数を原則とした学生グループを編成し、専任教員のうちから担当する教員を選定し、チューターとします。

チューターは①～⑨について関わりをもちます。原則としてチューター制度の担当者は「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」といった科目の担当教員で、きめ細やかな教育が提供できるようにします。学修支援が必要な場合、生活上で困る点など相談をしてください。

- ① チューターグループ会（教員と学生とのふれあい・交流行事等）の開催
- ② 受講ガイダンスと修学に関する指導
- ③ 学生生活に関する一般的指導又は助言
- ④ 学生の本分に反する言動または不正のあった学生に対する指導
- ⑤ 修学又は学生生活上の問題に関し、保護者との連絡や面談
- ⑥ 学生への指導上生じる関係教職員又は関係部署との連携
- ⑦ 指導内容等の記録及び関係教職員又は関係部署への意見や所見の表明
- ⑧ チューターに関連する会議への出席
- ⑨ その他、特に、学長が必要と認めた事項

2) オフィスアワー

学修に関する学生の質問や相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）で、その時間帯であれば学生は基本的に予約なしで研究室を訪問できます。この時間を積極的に活用し、学修上の成果の向上を期待します。

オフィスアワーについては各科目授業開始時に示します。

2. ガイダンスの実施

1) 入学時ガイダンス

入学時にガイダンスを実施します。その中で、カリキュラム編成の考え方、履修方法、受講学修方法、健康管理、キャンパスライフ及び施設の利用等について説明を行います。

2) 年次ガイダンス

各年次の Semester 開始前（4月／9月）に、開講科目や学修に関するガイダンス、健康指導、

履修計画指導、成績評価等の説明を行います。

3) その他

大学での学び方やキャリア形成支援、進路等についてキャリアガイダンス、国家試験対策ガイダンス等の学修支援を行います。

3. 授業、単位及び時間数

- 1) 授業には、講義科目、演習科目、実習科目の3つの区分があります。
- 2) 講義科目は1単位9回、2単位16回の授業（定期試験を含む）で構成しています。
- 3) 演習科目は、1～2単位を16回～31回の授業で構成しています。

4. 単位の計算

単位は各学期において、授業を受けた時間数に学生各自が自主的に学習した時間数を加えた総学習時間数に対して与えられるもので、原則として45時間の総学習時間に対して1単位が与えられます。ただし、授業科目の種類によって、授業時間と自主学習の割合が異なり、下記のとおり定めます。

- 1) 講義は授業時間15時間（1学期15週）に自主学習時間30時間を加えた合計45時間をもって1単位としています。本学では1回の授業時間は90分ですが、単位の計算では2時間とみなします。つまり、1学期に90分の授業を15回受講（授業時間30時間）すると同時に、4時間の自主学習（予習・復習など）を15回行うと2単位が与えられます。

資格取得関連等の講義では、授業時間30時間をもって1単位としている授業科目があります。

- 2) 演習は授業時間30時間（1学期15週）に自主学習時間15時間を加えた合計45時間をもって1単位としています。ただし、授業時間15時間をもって1単位としている授業科目があります。

- 3) 実験・実習は、授業時間45時間（1学期15週）をもって1単位としています。ただし、資格取得関連の実習は、授業時間30時間をもって1単位としている授業科目があります。

大学における学修の考え方は、単位取得には授業時間のみでなく自己学習時間も含めてそれぞれの単位となっているため、事前学習、事後学習が必ず必要になります。

5. 科目の年次配置・科目間の順序とキャップ（CAP）制

1) セメスター

セメスターとは、1年を前期と後期の2つに分け、それぞれの期を意味し、4年間のすべての授業科目が8セメスターに配置されます。

2) 看護学科目

看護学科目には、①「教養」②「連携」③「専門基礎」④「専門」があります。

3) 履修要件

履修要件とは、科目を履修する際に、前のセメスターまでに特定の科目の履修又は単位修得を条件に課すことをいいます。

4) 科目間の順序

各領域の学修は、順序立てて進めることが望まれます。そのため、理論科目を履修してから演習科目を履修し、各看護学領域の科目の最後に実習科目を履修できるよう、科目が配置されています。履修の順序は教育課程表に示されています。

履修計画を立てる際には、教育課程表の履修順及びシラバスの先修条件を確認し、科目間の学修の順序性を損なわないよう、注意してください。

5) キャップ (CAP) 制 (※参照：履修規定細則 第2条)

キャップ制とは、1年間で履修可能な単位の上限のことをいい、本学では、原則として49単位とします。ただし、GPAによっては、[履修規定細則別表1]のとおり上限を超えて履修できます。

なお、D評価再試験の履修登録の単位及び集中講義の単位は、単位の上限の49単位に含まれません。

履修規定細則別表 1

基準値		履修可能単位数
		22
直前のセメスターの 学期 GPA	3.0 以上	28
	2.5 以上 3.0 未満	26
	2.0 以上 2.5 未満	24
	1.5 以上 2.0 未満	22
	1.5 未満	20

6. 履修登録

1) 履修計画

履修計画は、教育課程表に従い、卒業に必要な単位数及び科目区分ごとの修得すべき単位数を充足するように立てます。その際、科目群・履修順、履修要件などを参考に、どの科目をどのセメスターで履修するか、入学時に4年間の計画を立て、その後、単位の修得状況に応じて履修計画の修正や変更を行います。履修計画には、十分な自己学習時間が確保できるように計画する必要があります。

なお、履修計画はチューターと相談し、時間割表や科目のシラバスの内容をよく確認して立案

してください。

2) 履修登録

履修登録とは、授業科目を履修する場合に、 Semester ごとに大学が指定した期間に履修する科目の登録をいいます。

履修登録の手続きをしない場合、授業に出席しても成績評価がなされず、単位は認められませんので、必修科目、選択科目など履修を希望する科目は必ず履修登録をしてください。

選択科目については、最初の授業に参加した後で登録変更ができるよう、必修科目とは別に登録変更期限が指定されます。期限内の履修変更は可能です。

また、選択科目では、履修登録者が5名未満の場合、原則として開講を取りやめとなる場合があります。その場合は、別の科目を選択科目として履修登録してください。

履修登録は必ず期限を守り、登録をしてください。

7. 授業

1) 授業時間

講義は1コマ90分です。

各時限の時間帯は以下のとおりです。

時 限	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
時 間	9:05～10:35	10:45～12:15	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

2) 授業の出欠席

(1) 授業の出席

履修科目の授業は必ず出席してください。

授業時間数の3分の2（実習は4分の3）以上の出席により、試験の受験資格が得られます。

(2) 授業の欠席

授業を下表の理由で遅刻・欠席する（した）場合は「欠席届」を記入し、必要な理由証明書を添えて、教務課に提出してください。

なお、欠席理由により遅刻・欠席扱いとならない場合（別表参照）があります。手続きの際には遅刻・欠席を証明する書類等が必要になります。

(3) 授業の遅刻・早退

遅刻・早退は原則として認めません。

遅刻・早退があった場合は、3回で1コマの欠席扱いとなります。遅刻は授業開始後30分以内、早退は授業終了前30分以内とします。

3) 公認欠席

公認欠席とは学校保健安全法施行規則に定める感染症や、その他やむを得ない事由によって、授業または試験を欠席する場合、学生が不利益を被らないようにするための制度を公認欠席（以

下「公欠」という)といい、学生が次のいずれかの事由を届け出て、授業または試験を欠席することをいいます。[表2 公認欠席の事由とその届け出方法参照]

(1) 本学が指示する事由

- ① 1～3親等以内の親族が死亡した場合（学生通則13条参照）
- ② 災害・交通機関の遅延など
- ③ 感染症の罹患あるいは罹患のおそれがある場合
 - ・学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した場合
- ④ COVID-19に感染したあるいは感染のおそれのある場合
 - ・学生が罹患した恐れがあると本学が認め、出席停止を指示した場合
- ⑤ 大学が認めた行事に参加
 - ・学長が必要と認めた場合
- ⑥ その他の事由

(2) 公認欠席届の手続について

- ① 学生は上記事由が生じた場合は速やかに教務課で用紙を受け取り、必要事項を記入する。
- ② 学生は証明書類を添付した「公認欠席届」を教務課に提出する。
- ③ 教務課は添付書類を確認の上、教務課の確認印を押印して学生に渡す。
- ④ 学生は教務課より受け取った押印がある公認欠席届を速やかに科目担当教員に提出する。

(3) 注意事項

- ① 「公認欠席届」は、原則として証明書類の添付を必要とする。
- ② 提出期限を越えて「公認欠席届」を提出した場合、原則として受理されない。
- ③ 教務課窓口で確認印が押された場合であっても、科目担当教員が「公認欠席届」を受理していない場合は公欠とはならない。
- ④ 忌引きが生じたとき、親等数に応じた日数で、葬儀を含む連続した期間（土・日・祝祭日を含む）を公認欠席とする。

【表2 公認欠席の事由とその届け出方法】

欠席理由		期間	提出書類	提出窓口	提出期限
忌引き	1 親等：父母 子 配偶者	3日以内	会葬礼状等 及び欠席届	教務課	出校 当日
	2 親等：祖父母 兄妹姉妹	2日以内			
	3 親等：叔(伯)父 叔(伯)母 曾祖父母 甥 姪	1日以内			
災害・交通機関の遅延など		各証明の期間	罹災証明書・遅延証明書及び欠席届		
学校感染症の罹患 および感染のおそれ		各証明の期間	病院の領収書、登校許可書又は治療 証明書及び欠席届		
COVID-19		指定の期間	診断書及び欠席届		
大学が認めた行事に参加		指定の期間	行事及び参加内容により指示		

8. 試験

1) 試験の種類（※参照：履修規定5条）

試験には、定期試験、実習試験（実習評価の認定）、追試験、追実習、再試験、再実習のほか、科目の担当教員が随時に行う臨時試験があります。

(1) 定期試験

定期試験とは、授業科目の履修を評価し、単位を認定するための試験をいい、期日を定めて行います。

定期試験は、各学期に実施されます。試験の時間割は、各年次の時間割表に記入されており、変更がある場合には掲示します。特に試験日、時間、教室などを間違えることのないよう十分注意してください。

また、試験時間割は、発表後に変更されることもあるため、試験前には再度確認するように心がけましょう。

また、試験の時間帯は、通常授業時間帯とは異なる場合がありますので、十分に注意してください。特に、定期試験期間以外に授業中、あるいは特別な時間を設けて実施される試験もありますので、科目担当教員の指示に従ってください。

(2) 実習試験

実習試験とは、実習を伴う授業科目の履修を評価し、単位を認定することをいい、当該実習期間中又は実習終了後に行います。

(3) 追試験

追試験とは、病気その他やむを得ない事由などにより定期試験を受けられなかった場合に、単位を認定するために行う試験をいいます。

追試験を受けようとする場合は「追試験受験願」（別記様式）に欠席事由の証明書類を添えて、所定の期日までに教務課で手続きをしてください。（※参照：履修規定9条）追試験料金は不要です。

追試験受験の時は、学生証と共に追試験受験許可証を必ず提示してください。追試験の手続き期間など、追試験に関する事項は掲示します。

なお、やむを得ない理由とは、原則として学生自身に生じた事由です。（※参照：履修規定9条）

(4) 追実習

追実習とは、病気その他やむを得ない事由により所定の実習時間数を欠席し、所定の手続きを完了した者に行う実習をいいます。

なお、追実習を受けようとする場合は「追実習受験願」（別記様式）に欠席事由の証明書類を添え、所定の期日までに教務課で手続きをしてください。（※参照：履修規定9条）

ただし、当該セメスター内に実習場所の確保が出来ない場合には、当該セメスター以降に履修を行います。

(5) 再試験

再試験とは、定期試験の成績が不合格となった場合又は追試験の成績が不合格となった場合に、単位を認定するための試験をいいます。再試験は原則として1回までとします。なお、再

試験は、科目責任者の判断に基づき、行わない場合もあります。シラバスを確認してください。

再試験を受験しようとする学生は、指定された期日までに再試験受験願に再試験料 3,000 円 (1 科目) を添え、教務課に提出し許可を得てください。再試験手続きを行わなかった者は、再試験は受けられません。

再試験受験時は、学生証と共に再試験受験許可証を必ず提示してください。再試験の手続き期間など、再試験に関する事項は掲示します。

(6) 再実習

再実習とは、実習試験の成績が不合格となった場合又は追実習の成績が不合格となった場合に、単位を認定するための実習をいいます。実習を補足することによって単位取得の見込みがあると科目責任者が判断し、かつ実習施設の受け入れが可能であることを条件に行う場合があります。再実習期間は、原則として当該セメスターを超えない期間で行います。

なお、各セメスターにおいて再実習の実施は、1 科目までです。

また、再実習を受験しようとする者は、指定された期日までに「再実習受験願」に再試験料 3,000 円を添え、教務課に提出し許可を得てください。再実習手続きを行わなかった場合は、再実習を受けられません。

再実習を臨地において実施した場合は、実習終了後、実習費の実費 (1,000 円×実習日数) を「再実習実施報告届」用紙の提出とともに教務課に支払ってください。

2) 試験の方法 (※参照：履修規定 6 条「教科案内」シラバス)

試験は、科目担当教員の判断により、筆記、レポートもしくは実技試験等のいずれか、又はこれらの併用により行います。

3) 受験資格 (※参照：履修規定 7 条)

次に該当する者は試験の受験資格を認めませんので、注意してください。

- (1) 学納金の未納者 (納入を猶予された者を除く)
- (2) 休学期間中又は停学処分中の者
- (3) 定期試験については、原則として各試験科目の授業時間数の 3 分の 2 の出席に満たない者
- (4) 実習試験については、原則として各試験科目の授業時間数の 4 分の 3 に満たない者

※診断書・その他証明書と欠席届の提出により、例外として欠席扱いとしない場合があります。

4) 定期試験や再試験等における欠席の取り扱いについて

(1) 追試験が認められる場合

定期試験や再試験等を以下の理由で欠席した場合、速やかに連絡をした者は「追試験受験願」に欠席事由の証明書類を添えて、提出することが出来ます。

- ① 学生自身の事故、公共交通機関の遅れ、急病などの場合
- ② インフルエンザなどの感染症により、学校側から出校停止命令を出す場合
- ③ 治療等 (手術や入院加療) が予定されており、事前に提出がされている場合

※履修規定第 7 条に受験資格の「やむを得ない事由」での欠席は、あくまでも学生自身に生じ

た事由を原則とする。家族の事情によるものは含めない。

(2) 追試験が認められるか学生自身で判断がつかない場合

やむを得ず、電話等による連絡ができず欠席した学生は、試験日の原則3日以内に理由書を提出してください。欠席理由によっては、追試験の受験資格が得られます。理由によっては、追試験受験願を提出することができます。

(3) 追試験・再試験が認められない場合

電話等による連絡がなく欠席し、かつ試験日の原則3日以内までに理由書の提出がなされない場合は、次年度再履修となります。

5) 受験に際しての注意事項

受験に際しては、学生通則第6条、履修規定(第5～11条)、受験上の注意事項を熟読して、試験に臨んでください。試験開始の5分前には試験室に入室し、指定の机の上に学生証を提示して待機してください。

なお、試験開始時間を30分以上遅刻した場合、当該科目の受験資格を失い、評価が得られず不合格となります。

6) 不正行為

試験において不正行為があったときは、当該セメスターに受験した科目(レポート、実技等を含む)すべてが「無効」となります。無効となった科目については、次のセメスター以降に「再履修」し、単位の取り直しとなります。

7) レポート提出

レポート提出は、原則として授業時間内に科目担当教員に直接提出するか、指定された期日までに指定の窓口または場所・ボックスに提出してください。いずれの場合にも提出期限を厳守し、間違いのないように提出先を確認し提出してください。提出期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても受理されませんので注意してください。

なお、インターネットの記事や図・表・その人の意見や文章などをコピーし貼り付けて利用する行為は、著作権の侵害になり不正行為とみなされますので、十分に注意してください。また同級生や先輩のレポートを盗用や剽窃(ひょうせつ)した場合は、不正行為となり、評価は無効となり懲戒処分の対象になりますので注意してください。またその場合は見せた側も処分の対象となりますのでお互いに注意しましょう。

9. 成績評価

本学の履修規定(第10条)に基づいて、試験結果が評価されます。

1) 再履修(※参照:履修細則4、5条)

履修規定第10条の成績評価が不合格になった場合には、次セメスター以降の再履修ができません。

す。

なお、再履修する場合には、その科目が開講されているセメスターの履修登録時に、再度履修登録をしてください。

2) D 評価再試験（※参照：履修細則第 5 条）

D 評価再試験とは、定期試験（追・再試験を含む）を受験した上で不合格となった場合に、単位を認定するための試験をいいます。D 評価再試験は次セメスター以降に行います。

- ① D 評価再試験を実施する科目は、必修科目、選択科目です。
- ② D 評価再試験の有効期限は、D 評価となった履修の次年度までとします。
- ③ D 評価再試験の成績評価は、「可」及び D 評価の 2 段階です。
- ④ D 評価再試験を受験しなかった場合又は D 評価再試験が不合格（D 評価）になった場合は、有効期限の次セメスター以降に再履修（受講を伴う）をしてください（この場合は 5 段階評価が受けられます）。
- ⑤ D 評価再試験を受験する場合は、D 評価履修登録し、指定の期日までに「D 評価再試験受験願」に再試験料 3,000 円（1 科目）を添え、教務課に提出し許可を得てください。D 評価再試験手続きを行わなかった場合は、D 評価再試験を受けられません。

なお、事前に科目担当者に連絡をとり、その学期の講義内容、テキスト、試験方法について指導を受ける必要がありますが、学生の主体的な依頼によって行われるものです。教員側からプログラムを組んで指導することはありません。

また、次年度に D 評価再試験を受けるか、前頁の 9 - 1) で述べたように再度科目履修をして定期試験を受けるかは、本人がどちらかを選択する必要があります。

※ E 評価（※参照：履修細則第 6 条）とは

次に定めるものの成績評価は、E 評価（未受験）とします。未受験となった理由は下記の①～⑤に該当する場合、E 評価と記します。

- ① 科目履修申請をしたが、受験資格がなくなった場合
- ② 電話等による連絡をせずに欠席した学生で、かつ試験日の原則 3 日以内までに理由書の提出がない場合
- ③ 定期試験後、再試験を受験しても合格の見込みがないと科目担当者が判断した場合
- ④ 再試験後、D 評価再試験を受験しても合格の見込みがないと科目担当者が判断した場合
- ⑤ 定期試験後、再試験の申請をしなかった場合

3) 成績ランク

入学後から履修した科目を対象として、セメスターごとに成績の順位付けをし、その決定には履修科目の累積 GPA の数値を利用します。累積 GPA が同点の場合には同じ順位となります。

4) 成績発表・配布

修得した授業科目、単位数、成績評価、GPA は成績表に記載され、各セメスターのガイダンス時にチューターから学生に配付されます。

なお、各セメスター末には保護者に成績表が郵送されます（年2回）。

履修計画を立てるうえで、重要なものですので、必ず成績を確認してください。

1 回目…前期の成績評価は、後期ガイダンス時にチューターと面談する際に成績表を渡します

2 回目…後期の成績を総合した評価は、翌年度の前期ガイダンス時にチューターと面談する際に成績表を渡します。

5) 成績への質問

渡された成績について疑義がある場合は、成績表配付後1週間以内に限り、次の方法で確認することができます。

専任教員の科目：「成績質問用紙」に必要事項を記入し、教務課に提出した後、面談のアPOINTメントを取り、直接確認する。

非常勤教員の科目：「成績質問用紙」に必要事項を記入し、教務課に提出し、後日、回答を受け取る。

(注意) 所定の試験を受けていない、授業に3分の2以上出席していない科目についての質問はできません。

6) 卒業延期について（※参照：履修規定第14条）

セメスター制度導入のため1～4年次に進級する段階で、留年はありません。しかし、4年次の卒業判定時に卒業要件を満たしていない場合は、卒業は認められません。その場合、教授会の審議を経て卒業延期となります。

10. 試験の受け方

試験には定期試験、追試験、追実習、再試験のほかに科目の担当教員が随時に行う臨時試験があります。これらの試験を受験する際は以下の注意事項を守り、試験を受けてください。

<受験上の注意事項>

- 1) 学生は、試験開始時刻の5分前には、試験室として指定された教室に入室する。
- 2) 学生は、試験室では原則として、机を整列し、黒板あるいは教卓に向かい右前方から、学籍番号順に着席する。
- 3) 学生は、試験開始時刻より30分以上遅れた場合、試験室に入室することができない。
- 4) 学生は、試験開始後30分を経過するまでは、試験室から退出することができない。
- 5) 学生は、以下のことを遵守する。

<試験実施前>

- ① 机の上に学生証（ケースをはずす）を置く。学生証の提示がない場合は受験資格が得られない。
※学生証を忘れた場合は事務局へ「受験資格証明書交付願」を提出し、仮学生証を提示して、試験を受けることができる。
- ② 鉛筆またはシャープペン、消しゴム（ケースをはずす）を置き、その他許可された物以外はすべてカバンの中にしまい、カバンの口を閉じて（中身が見えないようにする）、カバンは椅子の下に置く。
- ③ 机の中には何も入れない。何も入っていないことを確認する。
- ④ 携帯電話や音の出る機器は試験室に入る前にアラームの設定を解除し、電源を切ってカバンに入れる。
- ⑤ 疑わしい態度・言動などにより試験の進行を妨げてはならない（カンニングペーパー、消しゴムや机あるいは本人の手への書き込みなど）。
- ⑥ クッションの使用を禁止する。
- ⑦ 膝掛け、マスク、ハンカチ、ティッシュ、目薬等を使用したい場合は、手を挙げて監督者に申し出る。裏表とも図や文字がないと確認された物の使用は可能とする。
ティッシュは袋から出し、机に置く。

6) 試験において不正行為があったときは、当該 Semester 中に受験した科目（レポート、実技等を含む）すべてが「無効」となります。無効となった科目については、次の Semester 以降に「再履修」となります。（履修規定第11条）

7) 試験監督の指示に違反した場合には、不正行為があったものとみなす。

11. GPA (Grade Point Average) 制度とその活用

本学では、履修科目の修得レベルを示す基準として、GPA 制度に基づいた成績評価を行います。成績を客観的に自己評価し、より自発的に勉学に取り組むために活用してください。

1) GPA とは

履修した科目の成績評価を「秀」から「不可」までの5段階で評価し、それぞれのグレードポイント(4.0点から0.0点)に置き換えて1単位あたりの平均点を算出します。これを GPA といい、セメスターごとに計算した学期 GPA と入学後から現在までに履修したすべての科目(累積成績)をもとに計算する累積 GPA の2種類が成績表に表記されます。ただし、入学時に既修得単位として認定された科目については、GPA の計算から除外します。

2) GPA 算出方法

下記の計算式により、GPA を算出します。

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{(当該学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{当該学期の履修登録した履修科目の総単位数 (不合格の単位数を含む)}}$$

※学期 GPA、学年 GPA、累積 GPA の3種類があります

3) 成績評価基準

下記の基準により、成績評価を行います。

評価名	区分	評点	GP	評価基準
秀	合格	100～90	4.0	当該科目の目的・内容をほぼ完全に修得し、応用力が付いたと認められる
優	合格	89～80	3.0	当該科目の目的・内容を十分に理解し、修得したと認められる
良	合格	79～70	2.0	当該科目の目的・内容の基幹部分は理解し、修得したと認められる
可	合格	69～60	1.0	当該科目の目的・内容の最低限の理解は得られたと認められる
不可	不合格	59～0	0.0	当該科目の目的・内容の理解には及ばない

4) GPA の活用

GPA は、以下の目的に利用されます。

- ① 学生が履修計画を立てる際の参考とする。
キャップ制の基準が、GPA によって変動する場合がある。
- ② 大学が、学生の学修到達度を把握する。
GPA が著しく低い場合は、チューターからの指導対象となる。
- ③ 大学が、教育の評価・検討の資料として利用する(科目間や学生間の GPA の分布など)。
- ④ 大学が、特待生・表彰者などを選出する際の参考資料とする。

12. シラバス（講義要項）の活用

学生が主体的に学習できるように、シラバスに授業概要、到達目標、事前・事後学修、教育内容、テキスト・参考書、成績評価方法、履修要件、実務経験と授業科目との関連性、留意事項を示しています。

履修する科目のシラバスを熟読し、事前学習を行い、各回の授業を受講してください。

なお、科目の評価方法の詳細については、シラバスまたは科目担当教員に確認してください。

また、全科目の評価の方針については、履修規定（第6・10条）に定めています。

13. 履修計画

教育課程表、カリキュラム学年進行表及び講義要項（シラバス）を参考にしながら、目指す進路にあった履修計画を立ててください。学生自身で確実に履修計画が作れるように、入学時及び各年次開始前のガイダンス時にチューターが支援しますので、学生から積極的に質問・相談してください。

14. 履修登録完了までの流れ

履修登録時に配布される資料を参照してください。

15. 社会人入学生の受け入れ

1) 社会人入学を設定した趣旨

大学等を卒業した社会人は、一定のレディネスを持った成人の学修者であり、高校を卒業してすぐに入学する学生とは異なる特性があります。

社会人としてのマナーやコミュニケーション能力を備えた就業経験を持つ社会人の受け入れにより、学生はよい影響を受けるとともに、学生間の活性化を図り、より充実した看護教育の学修を期待し、社会人学生を受け入れます。

2) 社会人入学の資格

社会人入学の受験資格は、以下のいずれかに該当する者です。

- ① 高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業した者。
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- ③ 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

上記の受験資格を有し、下記のいずれかの条件を満たし、本学を第1志望とし、看護教育を本学で受けたいと強く希望する者で入学を許可された場合必ず入学する者。

- ① 社会人として、入学時まで4年以上の社会人経験（家事・育児・家業・アルバイト従事等

を含む。)を有する22歳以上の者。

- ② 短期大学又は2年制以上の専門学校を卒業し、社会人として本学入学までに2年以上の社会人経験(家事・育児・家業・アルバイト従事等を含む。)を有する者。(但し、3年制短期大学卒業者は、1年以上とする)
- ③ 大学を卒業した者及び本学入学までに大学を卒業する見込みの者。